第4923号（2-2）

READAS リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 2月 17日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 相続税の取得費加算の取扱い

Q：平成26年度の税制改正では、相続税の取得費加算の取扱いが変わるとか。どのようになるのですか？

A：譲渡した土地等に係る相続税だけを加算するように改正されます。

【解説】

相続税の取得費加算の取扱いとは、相続した土地等を相続の申告期限から３年以内に譲渡した場合に、その相続した全ての土地等に対応する相続税額を取得費に加算することを認めるとする制度で、相続税の対象になった土地等に係る譲渡税の負担を軽減しようとするものです。

現行の制度は、平成５年の税制改正において、相続税と所得税との負担を調整する目的で改正されたもので、相続したすべての土地等に対応する相続税相当額を取得費に加算するというもので、譲渡していない土地等に対応する部分まで取得費に加算されることになっていたのですが、①土地等の相続税評価が下落していること、②譲渡所得税の税率が改正になり税負担が軽減されていることなどとする会計検査院の意見を踏まえ、今年度の税制改正では、再度、平成５年度の税制改正前の制度に戻すこととされました。

つまり、譲渡した土地等に対応する相続税相当額だけを取得費に加算されることになるわけです。